

# 山 青 森 県 報

第千九百七十六号 平成十四年一月二十八日(月曜日)

## 目 次

### 規 則

○青森県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(総務学事課) ……一

### 告 示

○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一  
○漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……二  
○二級河川の指定の変更……………(河川砂防課) ……二  
○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三

### 公 告

○建設業者の許可の取消し……………(弘木事務所前) ……三  
○右 同……………(同) ……三  
○右 同……………(十和田土木事務所) ……四  
出先機関  
○道路の位置の指定……………(むつ土木事務所) ……四

## 規 則

## 則

青森県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

### 青森県規則第二号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県情報公開条例の一部を改正する条例(平成十三年三月青森県条例第十四号)の施行期日は、平成十四年二月十五日とする。

## 告

## 示

### 青森県告示第三十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、平成十三年十二月七日、十二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十四年一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要													備 考		
				粗たん白質 %	粗 脂 肪 %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	D C P %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の査 水分%			
八百市大字市川町字 下場45の10 荒谷水産 有限公司	左	純正65%フイッシュミ ール	13. 9	66.1	—	—	16.7	—	—	0.2	—	—	—	—	—	—	8.8		
		日配アロイラー肥青後期 用配合飼料グースターU D	13.12	18.5	7.3	2.7	5.4	0.97	0.57	—	—	—	—	—	—	—	3,250	12.5	
		P P F 2 S	13.12	17.3	5.1	3.0	11.6	3.75	0.62	—	—	—	—	—	—	—	2,870	12.2	
		日配成鶏飼育用配合飼料 L M18	13.12	18.7	5.4	2.3	12.8	4.12	0.55	—	—	—	—	—	—	—	2,910	12.0	
		パワフル豚豚	13.12	15.0	3.6	3.0	3.8	0.55	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	13.9	
	左	日配子豚育成用配合飼料 子豚用パワ—80	13.12	16.2	5.2	3.0	3.8	0.50	0.46	—	—	—	—	—	—	—	13.4		

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第三十四号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船並びに網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十四年一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十四年三月六日から同月十六日まで

備考

- 一 漁業種類  
手線第一種漁業
- 二 操業区域  
青森県下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道亀田郡恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中心から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度  
十隻

青森県告示第三十五号

二級河川の指定を次のとおり変更するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第六項において準用する同条第三項の規定により公示する。

平成十四年一月二十八日

沼川水系

青森県知事 木 村 守 男

沼川		名称	
変更後	変更前	後の別	変更前
右岸 地先 青森市大字諏訪沢字野田二二一番	左岸 四地先 青森市大字諏訪沢字山辺二二三番	上流端	下流端
海に至る場所	海に至る場所	区 間	

青森県告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十四年一月二十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（五・五・二号こどもの国）

三 事業施行期間

昭和五十六年四月二十五日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 中畑塗装

二 氏名 中畑良介

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字桜ヶ丘二丁目七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一六一二六号

五 取消年月日 平成十四年一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年十二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 津軽防災設備

二 氏名 奈良岡 良治

- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田一丁目七の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一一二五六号
- 五 取消年月日 平成十四年一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
さく井、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十三年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社縦貫道路
- 二 代表者の氏名 呷 圭悟
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字笹田四八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一八七〇号
- 五 取消年月日 平成十四年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十四年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

むつ土木事務所告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県国土整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年一月二十八日

むつ土木事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市中央二丁目三〇八の四〇及び三〇九の三	五四・七〇メートル	六・一〇メートル	平成十四年一月二十八日

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行) 定価小口一枚三付十七円八十五銭